

東員町社会福祉協議会に関する提言書

平成 2 4 年 6 月

東員町行財政検討委員会

東員町社会福祉協議会に関する提言

(検証・評価)

【1】 社会福祉協議会とは

・社会福祉法（昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号）に設置根拠を持ち、同法では次のように規定されている（下線部岩崎）。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 3 略

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることことができる。ただし、役員の総数の五分之一を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営む者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
とされている。

その主な事業として、全国社会福祉協議会 HP によれば(下線部岩崎)、
出所;<http://www.shakyo.or.jp/about/index.htm>

皆様がお住まいのもっとも身近な地域で活動しているのが市区町村社会福祉協議会（市区町村社協）です。高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービス（訪問介護）や配食サービスをはじめ、さまざまな福祉サービスをおこなっているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、それぞれの社協が地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

地域のボランティアと協力し、高齢者や障害者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」を進めているほか、社協のボランティアセンターではボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしています。

社会福祉協議会は、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを有しており、多くの人びととの協働を通じて地域の最前線で活動しています

とされている。

【2】東員町社会福祉協議会の現状と課題 ヒアリング結果から

○民間介護事業者との関係

・平成12年の介護保険制度導入以前の平成6年から「ふれあいセンター」を町からの受託事業として運営してきた。平成12年以降は、民間事業者の一つとして様々な業務を実施。

ただ、「ふれあいセンター」は、介護度の高い人の入浴サービスとして特化。対象者の4割の利用を得ている。平成22年度から24年度まで指定管理者として「ふれあいセンター」を運営している。

・また、ホームヘルプ、居宅介護等の在宅介護事業、権利擁護・資金援助等の福祉利用サービスなどを実施している。

・委員意見

◇「ふれあいセンター」の指定管理者としての事業展開に際して、利用者の声をどう反映させて、改善を図っているか、利用者のみならず、介助者の意見も反映させる仕組みを構築すべきである。

◇「ふれあいセンター」の人件費は高くないか？←次回の公募条件として検証中(町)

◇権利擁護・資金貸付など、公的団体として実施すべきもの、今後の超高齢社会において先導的に必要となるもの以外は、民間事業者でできるものは民間事業者の手に委ねる方向で事業を絞っていく必要があるのではないか。

○財政運営について

①会費について

普通会費は自治会長・班長を通じて各世帯に依頼し、地域福祉事業に活用している。特別会費は一口1,000円で企業を中心に寄付依頼。一般寄付は香典返しや福祉目的の寄付。

・委員意見

◇特別会費を募る活動は評価できるが、自治会費に上乗せしての徴収は、社協の存在意義を理解してもらう機会を失わせているのではないか。

②内部留保について

・委員意見

◇その理由について明確にすべきである。

○事業について

現在、介護事業者としての役割に加え、下記の事業を実施している。

・老人スポーツ

- ・老人クラブへの補助金配分
- ・ボランティア市民活動支援センター
- ・子育て支援
- ・包括支援センター（職員派遣）
- ・委員意見
 - ◇民間事業者の手に委ねることを基本に、事業を絞り込むべきである。
 - ◇市民活動センター事業を含め、結果として、老人クラブや公益活動団体に対する補助・助成金の配分を行なっているが、資金の流れの透明性の確保・対象団体の説明責任の確保の観点から、本来、町の実施すべき事業ではないか。

【3】改革の方向

① 事業を絞ること

- ◆多様な地域の福祉ニーズを汲み上げることは必要であるが、具体的な事業を社協が全て手がける必要はなく、民間事業者ができることについては、民間事業者の育成を含めて任せるべきである。すなわち、地域福祉の推進を目的とする社会福祉協議会と介護保険事業所としての社会福祉協議会の区別を明確にすべきである。
- ◆社協が事業として手掛けなければならないことは何か、常に問い直すことが必要であり、例えば、権利擁護や介護予防のケアプラン作りなど、維持すべきもの、取り組むべきものなどを明確にすべきである。

②事業社協から企画・進行管理社協へ

- ◆社協本来の役割を認識して、まずは、事業者と当事者、住民の協議の場を創る必要がある。そこで、必要な事業は何かを検討することから、事業の見直しを図るべきである。
- ◆また、地域福祉計画の進行管理については、積極的に関与すべきなのではないか。

【4】改革のための要望

- ◆社会福祉協議会は、今回「あり方検討委員会」を設立し、抜本的な見直しに着手すると聞き及びましたが、東員町行財政検討委員会からの提言書も改革のための指針として活用いただき、行政とともに改革を行っていただ

きたい。

- ◆改革案骨子がまとまりましたら、当委員会に報告いただきたい。
- ◆東員町は、改革の内容が平成25年度の予算に反映できるように努めること。

これらの取り組みを通じて、事業の見直しと組織のあり方について検討を行い、自己点検結果の報告を1年後に、当委員会に提出されたい。

以 上